

諮 問 書

10 総用送第 226 号
平成 22 年 9 月 30 日

江戸川区公共調達審査会
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 多田 正見



社会的要請型総合評価一般競争入札の参加資格について、江戸川区公共調達基本条例第 16 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件	江戸川区立松江小学校改築工事における入札参加資格
別紙のとおり、江戸川区立松江小学校改築工事における入札参加資格に関し意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公共調達基本条例】

（社会的要請型総合評価一般競争入札）

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の契約者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、社会的要請型総合評価一般競争入札において、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。
- 3 区長は、前項の規定により資格を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。

入札参加資格

次の要件に該当する単独企業又は任意の特定建設共同企業体とします。

項目	詳細
(1) 地方自治法 施行令	地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定による欠格条項に該当しないこと。
(2) 建設業法	建築工事業への特定建設業許可を受けている単独企業又は 2 者もしくは 3 者の特定建設共同企業体であること。 ※ 単独企業、特定建設共同企業体それぞれの入札参加形態に関する資格要件については、(7) 参加形態参照のこと。
(3) 工事成績	平成 20 年度から同 22 年度の間に、江戸川区または東京都からの受注工事で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱または東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において 60 点未満の評定を受けていないこと。
(4) 指名停止	申込時点において、江戸川区及び東京都から指名停止を受けていないこと。
(5) 経営状況	経営不振の状態（会社更生法に基づく更正手続き開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立て、手形又は小切手が不渡りになった等、正常な企業活動が運営できない状況。但し、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
(6) 業者登録	単独企業又は特定建設共同企業体全構成員は江戸川区建設工事等指名業者登録名簿に記載された者のうち、「建築工事」を申込業種として登録していること。
(7) 参加形態	<p>①江戸川区内に本店を置く者</p> <ul style="list-style-type: none"> 単独企業である場合には、平成 21・22 年度江戸川区建築工事格付（以下、「区建築格付」という。）A の者であること。2 者による特定建設共同企業体の場合には、共に区建築格付 A の者であること。3 者による特定建設共同企業体の場合には、第 1 順位者は区建築格付 A、第 2・第 3 順位者は区建築格付 B 以上の者であること。 特定建設工事共同事業体における出資比率は、第 1 順位者が構成員中最大とし、2 者の第 2 順位者にあつては 30%以上、3 者の第 2・3 順位者は 20%以上であること。但し、第 2 または第 3 順位者が区建築格付 B の場合は 20%とする。 <p>②江戸川区外に本店を置く者</p> <ul style="list-style-type: none"> 単独企業である場合には、平成 22 年度東京都建築工事格付（以下、「都建築格付」という。）A の上位 70 者以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,400 点以上の者であること。2 者による特定建設共同企業体の場合には、第 1 順位者が都建築格付 A の上位 70 者以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,400 点以上であり、第 2 順位者が区建築格付 A であること。3 者による特定建設共同企業体の場合には、第 1 順位者が都建築格付 A の上位 70 者以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,400 点以上であり、第 2・第 3 順位者は区建築格付 B 以上であること。 特定建設共同事業体における出資比率は、第 1 順位者が構成員中最大とし、2 者の第 2 順位者にあつては 30%以上、3 者の第 2・第 3 順位者は 20%以上であること。但し、第 2 または第 3 順位者が区建築格付 B の場合は 20%とする。
(8) 技術者の選任	単独企業の場合には、本事業に必要な監理技術者を専任できること。特定建設共同企業体の場合には、第 1 順位者が本事業に必要な監理技術者を専任でき、第 2・第 3 順位者が本事業に必要な監理技術者又は主任技術者を専任できること。
(9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する	直近 2 年間に独占禁止法による処分を受けていないこと。

項目	詳細
法律の遵守状況	
(10) 下請代金支払遅延等防止法の遵守状況	直近2年間に下請法に基づく勧告歴がないこと。
(11) 建設業法の遵守状況	直近2年間に建設業法に基づく指示または営業停止命令歴がないこと。
(12) 労働基準法等の遵守状況	直近2年間に労働基準法など、労働安全衛生法による罰則の適用がないこと。

答 申 書

平成 22 年 10 月 13 日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達審査会

会長 鈴木 孝男



平成 22 年 9 月 30 日付け、10 総用送第 226 号で諮問のあった江戸川区立松江小学校改築工事における入札参加資格について、江戸川区公共調達基本条例第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案 件 名	江戸川区立松江小学校改築工事における入札参加資格
審議結果・ 答申内容	<p>江戸川区立松江小学校改築工事における入札参加資格の設定は、適切であると認めます。</p> <p>ただし、以下の意見を踏まえて入札参加資格を策定するよう留意願います。</p> <p>○ 文言や表記について、精査願いたい。</p>